

令和6年第9回安平町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月20日（金曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年12月20日（金曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 井内 聖
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第3号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1	議案第13号	安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第14号	令和6年度安平町一般会計補正予算（第11号）について
日程第3	議案第15号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第4	議案第16号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第5	議案第17号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第6	意見案第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）について
日程第7	意見案第2号	米不足と価格高騰への対策を求める意見書（案）について
日程第8		議員派遣の件について
日程第9		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第10		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第11		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第13号 ～ 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原 直 治
7番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 議案第13号

○議長（多田政拓君） 日程第1、議案第13号 安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 議案の朗読に入ります前に、まず13号から17号までの議案については現在開会されています国会の審議に合わせて提出させていただきましたので、通常の配布の日程から外れて追加とさせていただきますのでご承知おきください。では議案の方に入ります。

議案第13号

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

8月8日付け人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が国会提案されたことに鑑み、安平町職員の給与月額、期末・勤勉手当の支給率及び寒冷地手当の支給額を改定するとともに、配偶者に係る扶養手

当の廃止、子に係る扶養手当の支給額の引上げ等所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

次のページ以降は条例改正文と新旧対照表となっておりますが、今回の改正は異なる施行期日で2度にわたって給料表の全部改定があるなどページ数が多く、わかりづらいものとなっております。改正の概要をまとめた当日配布資料によりご説明いたします。

それでは4ページにわたる当日配布資料をご参照ください。まず、今回の条例改正は本年8月8日付けで発出された人事院勧告に基づき11月28日に開会いたしました臨時国会において国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が提案されたことに鑑み、安平町職員の給料月額等を改正するものです。

改正対象条例は1つ目が安平町職員の給与に関する条例、2つ目が安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、3つ目が安平町長等の給与等に関する条例の3条例となります。なお、今回の給与改定については会計年度任用職員も含まれますが、安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では給料表や支給方法など町職員の給与条例を準用しているため自動的に改定されることから当該会計年度任用職員に関する条例の改正はございません。

次に改正内容となります。今回の条例改正では令和6年4月1日まで遡り適用となる改正部分と令和7年4月1日から施行となる改正部分の2つに分かれております。前者を改正条例第1条と、後者は改正条例第2条と呼称し説明いたします。初めに改正条例第1条の内容ですが、(1)月額給料表の改定について、こちらは本年4月1日まで遡及適用となるもので、今年度の人事院勧告のポイントとして現在公務員採用市場は極めて深刻な「なり手不足」の状況で、その要因としては公務員給与制度が民間企業の若年層の給与水準を大幅に下回る処遇であるとされ、採用市場の競争力を向上させ人材確保するため若年層の給与水準を大幅引上げる改定となっております。また、若年層の給与水準引上げに合わせ民間企業のベースアップを背景に全ての職員を対象とした給料表の上昇改定も行われています。実例として高卒初任給、短大卒初任給、大卒初任給のそれぞれの改定前・改定後の給料月額を掲載しましたが、いずれも12%を超える上昇率で、これは約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなっております。なお、級別の改定率は級が上昇するほど改定率も小さくなっています。

次に(2)の期末・勤勉手当の支給率の改定となります。現在、町職員の期末・勤勉手当の支給率は年間で合計4.5月分となっておりますが、民間企業の現状に鑑み、その支給率を0.1月分引上げ4.6月分に改定するものです。こちら表にもあるとおり本年6月に支給された期末・勤勉手当の支給率は変えず、

先般支給された12月分の期末・勤勉手当の支給率に上乘せするもので、期末手当分は1.225月を1.275月と0.05月分、勤勉手当分は1.025月を1.075月と同じく0.05月分引上げ合計で0.1月分となるよう改正するものです。再任用職員については同じく12月の期末・勤勉手当にて0.05月分引上げを行い、年間で現行の2.35月を2.40月とするものです。

次のページをお開きください。注釈の2として令和6年度分は12月の期末・勤勉手当のみ支給率を調整いたしました。令和7年度は6月と12月の双方で支給率が同率となるよう調整されるもので、この後の改正条例第2条で再度説明いたします。

次に(3)の寒冷地手当支給額の改定であります。こちらも民間同種の手当支給額を踏まえた支給月額引上げで、安平町は寒冷地として最も上位の1級地と指定されていて、世帯の区分ごとにそれぞれ上昇改定がなされるものです。職員のうち扶養家族を持つ世帯主である場合、現行の月額支給額から3020円アップ、扶養親族のいない世帯主では1620円のアップ、親と同居などその他の職員にあっては1160円のアップとなります。この改定も本年4月まで遡って適用となりますが、寒冷地手当は毎年10月から2月までの5か月間の支給ですから、令和6年度分の遡及は実質10月支給分からとなります。

次に改正条例第2条の内容となります。以降は全て令和7年4月1日からの施行分となります。(1)の月額給料表の改定ですが、こちらはベースアップとは異なり上位の級へと昇格する場合、従来、各級の月額給料表の最低水準が低く、このため若手・中堅年代の民間人材等の中途採用に支障が出ていた現状から、職責重視の給料体系となるよう見直しを図るもので、併せて管理職など重い職責を給与反映するため昇格時に大きく金額が上昇する仕組みへ変更するものです。

次に(2)の期末・勤勉手当の支給率改定であります。先ほども申し上げたとおり、改正条例第1条において年間4.5月分の支給率を4.6月分の支給率に改定しましたが、令和6年度分は12月の支給率のみの改正とさせていただいたため、改正条例第2条にて6月支給分と12月支給分の支給率均等化の改定を行うものです。

次に(3)の扶養手当の改定ですが、まず配偶者の扶養手当は民間企業等の支給状況など踏まえ2年間の経過措置を経て廃止とし、これとともに子どもに係る扶養手当を現行の1万円から、2年間の経過措置を経て1万3000円に増額するものです。

次に(4)の地域手当ですが、これは公務員給与制度で大都市で勤務する公務員は当該大都市の物価・家賃等の水準が考慮され、都市ごとに率を定めた地域手当が支給されており、今回の地域手当の支給対象都市及びその支給率が改定されたことに伴う改正となります。一方、安平町職員は安平町自体がこの地域手当の支給対象都市ではありませんので対象職員がいませんが、これまでも北海道庁などとの交流人事などで町職員を札幌市で勤務させるこ

とがあり、この場合札幌市が支給対象都市であるため、今回札幌市の地域手当が3%から4%へと引き上げられたことから、町条例も改正するものです。

次に（5）の通勤手当の改正ですが、こちら改正となる条文が適用となる安平町職員は基本的にいないことを申し上げた上で改正内容をご説明いたします。この通勤手当の改定も国家公務員の人材確保の一環として時代の環境に即した働き方の状況の変化や育児・介護をはじめとする多様な実情による新幹線通勤等のニーズに適応できるよう手当制度の拡充が図られたもので、通勤に要する鉄道運賃の支給上限を現行の5万5000円から15万円に引き上げるものです。ただし、申しあげましたとおりこの規定は当町も同様に改正を行うものの安平町職員の職場への通勤で対象となり得る公共交通機関は無いため、当該規定が適用となる職員は想定されません。

次に（6）の管理職員特別勤務手当の支給対象勤務時間の拡大ですが、まず管理職員とは課長補佐職以上の職員で、これらの職員に対しては就業時間を超えて勤務を行っても時間外勤務手当などは支給されませんが、災害対応などの緊急時等の限られた業務へ従事する場合には、休日及び平日の深夜に限って当該手当が管理職員に支給される制度です。今回の国家公務員の給与改定では近年増加する災害への対処などにおいて深夜に及ぶ勤務を相当程度行う管理職員の実態が浮き彫りとなり、また、働き方改革という流れの中で一般職員の時間外勤務に対する社会全体の意識が変容している現状から緊急対応に当たる管理職員の負担感がこれまで以上に大きくなっている実情に鑑み、その支給対象となる時間帯を2時間拡大するものとなっています。なお、当町における管理職員特別勤務手当の支給対象となる事務は、災害や事件・事故等への対応のほか、選挙の投開票業務また住民搜索など緊急やむを得ない事務に従事する場合に限り支給しているもので通常業務では適用となりません。

続いて（7）寒冷地手当支給額の改定ですが、先ほど改正条例第1条で令和6年度の寒冷地手当については一度上昇改定が行われましたが、令和7年4月1日からは気象庁から過去30年にわたる全国の詳細な気象分析データが提供され、これまで全国でも最も上位の寒冷地として1級地と指定されていた当町は、その対象区域・区分が2級地に変更されることとなります。これに伴いまして各世帯区分の支給単価が減額となるものです。

次に（8）の再任用職員に対する支給対象手当の拡大ですが、公務員制度改革として段階的に進められている定年延長が完全に完了するまでの間、定年延長制度開始前から再任用として雇用される暫定再任用職員と、段階的定年延長期間の関係から65歳になる前に定年退職し、引き続き再任用職員として雇用される定年前再任用職員の2種類の再任用職員が現在存在いたします。これらの職員に対する各種手当については、これまで職務に関するもの以外は支給対象外とされてきましたが、昨今の全国的な状況として貴重な労働力である再任用職員の給与面の改善の必要性が高まっており、新たにこれ

まで支給対象外とされてきた寒冷地手当及び賃貸住宅の家賃に対して支給される住宅手当の支給対象に拡大がなされたものです。給与法の改正案では、国家公務員の給与改正案では単身赴任手当なども支給対象としていますが、当町には単身赴任の規定はありませんので、追加するのは寒冷地手当と住宅手当の2種類です。

続きまして3の附則による条例改正であります。町議会議員及び町長・副町長及び教育長の特別職に対する期末手当の支給率の改定となります。こちら双方には勤勉手当という概念はございませんので、町職員の期末・勤勉手当の支給率の合計が期末手当と称されているもので、町職員同様本年12月分の期末手当支給率を0.1月分引上げ、年間で4.6月分に改定するものです。なお、令和7年4月以降は6月及び12月のそれぞれが2.3月分の支給率となるよう附則第10項及び附則第12項で再度改正が行われます。

次のページをお開きください。4の今回条例改正を行う影響についてありますが、こちらは会計年度任用職員及び町議会議員を除いた今回の改正条例第1条の規定によって令和6年度分の特別職及び町職員の影響額をお示しした資料となっています。全体額としての影響額は2600万円となっています。なお、この後ご審議いただく補正予算につきましては、この影響額の追加とともに、年度内の職員変動に伴う不用額整理も合わせて予算計上していることから増額分と減額分が相殺されるため補正額とは同額とならないことをご承知おきください。

最後に5の施行期日及び経過措置について、安平町職員の給与制度は当町には独自の人事委員会等が無いため、情勢適用の原則に基づき国家公務員の給与改定に伴って町条例改正を行うのが原則で、現在、今回国家公務員の給与法の改正が臨時国会で審議されている状況にあるため、その可決・成立よりも前に公布することがないよう条例の施行日を規則に委任させていただいています。なお、国家公務員の給与法については、まず12月12日に衆議院を可決成立、そして12月17日に参議院でも可決成立してしまして、既に法律の方は全て承認が終わっている状況ですことを追加でご報告します。

次に(2)の改正条例の適用については、これまでの説明のとおり改正条例の1条及び附則第9項と11項については令和6年4月1日からの適用、改正条例の2条及び附則の10項及び12項については令和7年4月1日からの施行となります。

(3)の新給料表の切替えに関する要領については、令和7年4月1日付けで行われる2回目の給料表の改定において、令和7年3月31日まで職員であった者が、同年4月1日以降も引き続き在職する場合には職務の級及び号俸の切替が行われるため、その際の切替要領を定めたもので、(4)扶養手当及び地域手当の支給については激変緩和措置が講じられているため、こちらを規定したものです。

最後の(5)については、説明が重複いたしますので省略いたします。

以上、当日配布資料に基づき条例改正内容をご説明させていただきました。
ご審議のうえご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。
これから議案第13号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第2 議案第14号

○議長（多田政拓君） 日程第2、議案第14号 令和6年度安平町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第11号朗読

議案第14号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第11号）について

令和6年度安平町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和6年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧願います。

議案第14号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第11号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,021,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算(第11号)について提案説明をいたします。今補正につきまして、歳入では事業所の修正申告による町民税1億1865万8000円の増額、歳出では只今議案第13号で議決を頂きました安平町職員の給与に関する条例等の一部改正による増額など、町民税の更正の請求による還付金1億2949万6000円の増額です。

それでは歳出から説明いたします。7ページをお開き下さい。

1款議会費から9ページ、2款総務費1項3目出納管理費までは条例改正などによる議員及び会計年度任用職員分の人件費の補正及び不用額の整理です。10ページにまたがる10目企画費は地域おこし協力隊未着任期間分の減額

で、11目まちづくり推進費は、いずれも条例改正などによる地域おこし協力隊及び集落支援員の人件費の補正です。11ページ、16目諸費は事業所の過年度分の法人税において更正の請求があったため還付金及び還付加算金を増額するものです。5項1目統計調査総務費は条例改正などによる会計年度任用職員分の人件費の補正です。

12ページにまたがる3款民生費1項1目社会福祉総務費(1)社会福祉事務経費は条例改正などによる地域おこし協力隊の人件費の補正で、(2)社会福祉団体等補助金は条例改正などにより安平町社会福祉協議会への補助金が増額となっています。11目介護支援費(1)介護保険事業特別会計繰出金は一般会計と同様で、条例改正などによる介護事業特別会計職員の人件費の補正などによる繰出金の補正で、(2)介護人材確保・育成対策事業は条例改正などによる地域おこし協力隊の人件費の補正です。

13ページ、4款衛生費1項2目予防費から18ページ、10款教育費6項4目学校給食費まではいずれも条例改正などによる会計年度任用職員、地域おこし協力隊及び集落支援員の人件費の補正です。

19ページ、12款給与費2節は条例改正による差額による増額で、3節職員手当等期末手当は支給月数改定に伴う増額など、寒冷地手当は単価改正によるもの、時間外勤務手当は条例改正による差額分の増額で、4節は条例改正による差額分の負担増額分、18節は負担率が変更額に伴う不用額整理の減額をするものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。1款町税1項2目法人は事業所の過年度分における法人税の修正申告に伴う増額です。

6ページにまたがる20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、6目ふれあい基金繰入金は人件費等の補正に伴い増額するものです。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3564万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2181万9000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしく申し上げます。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ9、10ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ11、12ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ13、14ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ15、16ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ17、18ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ19ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑に移ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7、8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） あ、申し訳ありません。なければ総括的な質疑をお受けします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 根本をわかっていなくて聞きたいのですが。6ページの6目ふれあい基金繰入金の部分ですが、こちら人件費等の補正に伴う財源調整とご説明いただいたのですが、こちらのふれあい基金の目的にこの人件

費を補正するための目的に合致しているものなのか、中身に入っているのかわからなかったものですからお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 財源充当の部分だけ先に私の方から説明させていただきます。基本的には目的に沿った形だということと、歳出17ページにあります教育委員会の教育振興経費になりますが、こちらの特定財源が充当されているところになっていきますので。補足いただけるようでしたら教育委員会の方から。人件費以外のところでの。会計年度職員が該当しているところにはなっていますので、ここと歳入と歳出のところ合致していますので教育委員会の方に配属されている職員となります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第3 議案第15号

○議長（多田政拓君） 日程第3、議案第15号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第15号朗読

議案第15号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第15号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,106,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

はじめに歳出からご説明します。9ページをお開きください。

10ページにわたる1款総務費1項総務管理費及び2項介護認定審査会費は、人事院勧告の増額改定に伴う補正となります。

11ページから12ページにわたる3款地域支援事業費2項一般介護予防事業費及び3項包括的支援事業・任意事業費は人事院勧告の増額改定等に伴う補正となります。

5款予備費、1項1目保険給付予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

2款分担金及び負担金1項1目認定審査会負担金は歳出1款の増額に伴う補正となります。

6ページにわたる4款国庫支出金2項3目地域支援事業交付金は歳出3款の増額に伴う補正となります。

5款支払基金交付金1項2目地域支援事業支援交付金は歳出3款の増額に伴う補正。

7ページ、6款道支出金2項1目地域支援事業交付金及び2項2目地域支援事業交付金は歳出3款の増額に伴う補正となります。

8ページにわたる7款繰入金は、歳出1款及び歳出3款の増額等に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億603万8000円とするものでございます。ご審議のうえご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。保険事業勘定歳出9ページをお開きください。9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7、8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第16号

○議長（多田政拓君） 日程第4、議案第16号 令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 水道課参事。
- 水道課参事（谷村英俊君） 議案第16号朗読

議案第16号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）について

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定により、令和6年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第16号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和6年度安平町の水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では支出の第1款第1項営業費用について人事院勧告に伴う給与改定により123万5000円を補正予定額として追加計上しています。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第3条では職員給与費123万5000円を補正予定額として追加計上していません。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について2ページの令和6年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書(第5号)により詳細をご説明します。

収益的支出については人事院勧告に伴う給与改定により給与費の補正を行うもので、1款水道事業費用は1項2目配水及び給水費1節給料から3節法定福利費まで92万2000円を追加補正するものです。この補正額については説明欄に記載のとおり人事院勧告による増額補正となります。3目総係費についても人事院勧告に伴う追加補正となり、1節給料から3節法定福利費まで31万3000円を増額補正するものとなります。なお、1ページの令和6年度安平町水道事業会計補正予算実施計画(第5号)については、只今説明した補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については第1条総則から第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第17号

○議長(多田政拓君) 日程第5、議案第17号 令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第5号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[佐々木水道課長挙手]

○議長(多田政拓君) 水道課長。

○水道課長(佐々木貴之君) 議案第17号朗読

議案第17号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第5号)について

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第5号)を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

給与改定により、令和6年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊の補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第17号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第5号)

(総則)

第1条 令和6年度安平町の下水道事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度安平町下水道事業会計(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では支出の第1款第1項営業費用について人事院勧告に伴う給与改定により47万2000円を補正予算額として追加計上しています。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第3条では職員給与費47万2000円を補正予算額として計上しています。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について2ページの令和6年度安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書(第5号)により詳細を説明します。

収益的支出については人事院勧告に伴う給与改定により給与費の補正を行うもので、1款下水道事業費用1項1目環境費1節給料から3節法定福利費まで32万7000円を追加補正するものです。この補正額については説明欄記載のとおり人事院勧告による増額補正となります。3目総係費についても人事院勧告に伴う追加補正となり、1節給料から3節法定福利費まで14万5000円を増額補正するものとなります。なお、1ページの令和6年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画(第5号)については、只今説明した補正予算額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については第1条総則から第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから議案第17号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 意見案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第6、意見案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第1号朗読

意見案第1号

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書(案)

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は、本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書(案)

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度のもとで、改姓によって不利益が生じたり、人格権が侵害されたりという事態が生じています。

2020年12月に政府が取りまとめた「第5次男女共同参画基本計画」においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされています。最高裁判所は2015年に続いて2021年にも夫婦同姓規定を合憲とする判断を示す一方で、「国会で論ぜられ判断されるべき事柄に他ならない」と、民法の見直しを国会に委ねています。選択的夫婦別姓制度の議論の先送りはやめるべきです。

現在、国際的には婚姻時に夫婦同姓を強制しているのは日本だけになっています。そして、95%の夫婦では妻が夫の姓に変更している現状があり、女性に負担が偏っています。夫婦に同姓を強制することに対して、国連女性差別撤廃委員会から本年10月、選択的夫婦別姓を導入するように4回目の是正勧告がなされたことを政府は真摯に受け止めるべきです。

国内でも、報道機関が行う世論調査では選択的夫婦別姓の導入を望む声が多数になっています。また、日本経済団体連合会は6月に選択的夫婦別姓の導入に関して、「希望すれば、不自由なく自らの姓を自身で選択することが出来る制度を早期に実現すべく、政府に提言する」と提言を発表しました。提言では、旧姓の通称使用の拡大に関して、「ビジネスの現場においても、女性活躍が進めば進むほど通称の使用による弊害が顕在化するようになった」と具体的な事例を挙げて指摘しています。

夫婦同氏制度によって、アイデンティティの喪失、仕事上の不利益など日常生

活・職業生活において、不利益、不便、苦痛が生じており、その解決は国及び国会の責務です。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を早期に法制化することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 18 日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

皆様ご審議の上ご賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから意見案第 1 号を採決します。本案に対して原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第7、意見案第2号 米不足と価格高騰への対策を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

米不足と価格高騰への対策を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も、本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

米不足と価格高騰への対策を求める意見書(案)

今年6月頃から米の需給が逼迫し、7月頃から米不足が顕著になりました。米の在庫不足により、販売価格の高騰も続いています。米不足に関して、昨年の高温障害による品質低下や、8月の宮崎・日向灘地震で政府が発した南海トラフと

地震臨時情報を受け、消費者が米を買いに走ったことが要因だと政府は言っていますが、政府が米の消費は減っているとして生産量の削減を求めてきたこと、兼業農家への支援を減らし生産者米価が下がっても放置したことなどの政策により、稲作経営は時給換算すると 10 円にしかならず現在の物価高騰も相まって農業経営を圧迫してきました。こうした政策の下で生産基盤は減少を続けてきました。

主食用の水稲作付面積は、2013 年 152 万ヘクタールが、2023 年には 124 万ヘクタールと 28 万ヘクタール減少しました。

生産量は 2013 年 818 万トンから 2023 年には 661 万トンと 157 万トン減少しました。稲作農家は 2010 年約 116 万戸から、2020 年には約 70 万戸と 4 割も減り、米の供給量が少なかったことが原因である事は明らかです。

今回の米不足は一過性のものではありません。生産基盤が弱体化しているので、今後も続く危険があります。しかも政府は、来年 6 月末在庫を今年より少ない 152 万トンと見込んでいます。来年も米不足が再燃する可能性があります。

よって、政府に対し、米不足と価格高騰への対策として、以下の通り強く要望します。

記

- 1 米不足の実態・実情を把握し関係者の声を聞くこと。
- 2 政府備蓄米の活用も含め、生産者団体や流通・小売業界と協力し店頭で米が十分に出回るようにすること。
- 3 農家の価格保障や所得補償を抜本的に充実し、大多数の農業者が安定して生産を続けられるよう、財源措置を講ずることをはじめとする条件を整えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 18 日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

皆様ご審議の上ご賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから意見案第2号を採決します。本案に対して原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8

○議長（多田政拓君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。議員の派遣について次の定例会までの間、急至を要する事件が発生した時は内容等を勘案の上、議長において派遣議員を決定したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

◎ 日程第9～11

○議長（多田政拓君） 日程第9、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第10、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり各常任委員長及び議

会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本定例会の会議に付されました案件の審議は全て終了しました。本会議の議事運営にご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。令和6年第9回安平町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前 10時54分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
